

平成30年度
10月期募集のお知らせ

財産形成住宅貸付

財産形成貯蓄をしている方を対象に、財産形成事業に関する政令に基づく住宅資金の貸付を実施いたします。低金利などの利点がありますので住宅取得資金にお役立てください。(募集の通知については、8月中旬頃に共済事務担当課へ送付いたします。)

申込み締切日

平成30年9月7日(金)

申込み方法

申込み締切日までに所属所の共済事務担当課へお申し出ください。

対象住宅

組合員が自ら居住するために新築・増改築・購入した住宅(中古住宅等含む。)

※床面積が40㎡以上280㎡以下の住宅に限ります。

借受資格

申込日の2年前の日から申込日までに、勤労者財産形成貯蓄を1年以上継続し、申込日において財形貯蓄の額が50万円以上ある方

※財産形成貯蓄額(50万円)は、一般・年金・住宅のいずれか1つまたは合算の額です。

貸付利率

年利0.67% (変動する場合があります。)

貸付利率の特例

「子育て特例」が適用されます。

18歳以下(平成12年4月2日以降に出生)の子等を扶養する組合員(組

合員の配偶者が扶養する場合も含む。)が財形住宅貸付を利用する場合、当初5年間に限り、通常の貸付利率より0.2%低い利率で借り受けることができます。

※子等とは次のいずれかの条件に合致する方となります。

- ①組合員または組合員の配偶者の三親等内の親族
- ②組合員の被扶養者となっている内縁の関係にある子

貸付金額

50万円を最低額とし、10万円単位で貸付けます。

貸付限度額

貸付申込日の財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、退職手当の額に200万円を加えた額となります。ただし、貸付事業の住宅貸付または災害貸付を受けている場合等は、未償還元金を控除した額となります。

※退職手当の額は、貸付申込日から5年を経過した日の自己都合退職による率で計算します。

その他

- ・償還期間は、金額に関係なく15年となります。
- ・償還方法は、毎月元利均等償還のみとなります。
- ・一部繰上償還はできません。
- ・抵当権の設定は必要ありませんが、貸付債権保全のため保険会社で行っている官公庁等共済組合住宅資金貸付保険に加入することになります。〈保険料は貸付金100万円に対し992円(15年分)です。〉

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305